新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、１年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになりました。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、
　令和２年 ２ 月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

・ 令和２年２月１日から同３年２月１日までに納期限が到来する法人二税、個人事業税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

申請手続等

・「特例の申請書」に必要事項を記入の上、所轄の広域振興局（県税部・県税センター・県税室）へ郵送などにより提出してください。

※関係法令の施行から２か月後(令和２年６月 30 日)、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

※申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

岩　手　県